

contents
ジェトロ山口
青島派遣レポート
YMFGアジアニュース
財団国際部からのお知らせ

発行 (一財) 山口県国際総合センター

日本貿易振興機構(ジェトロ) 山口貿易情報センター

内容についてご意見、ご質問があれば、下記までお問い合わせ下さい。

(一財) 山口県国際総合センター

山口県下関市豊前田町3-3-1

TEL083(231)5778 FAX083(231)5787

メッセ海外通信
INTERNATIONAL NEWS
KAIKYO MESSE SHIMONOSEKI

(一財) 山口県国際総合センター・日本貿易振興機構(ジェトロ)山口貿易情報センター

MESSE

～拡大するイスラーム食品市場「ハラール」とは～

日本国内でもよく耳にするようになった「ハラール」という言葉。皆さんは「ハラール」と聞いて、どのようなイメージをお持ちでしょうか。「ムスリム（イスラーム教徒）は豚肉とアルコールが食べられない/飲めない」と思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。

豚肉もアルコールも日本ではごく日常生活にありふれたものですから、彼らの食文化は中々に異質と感じられるかもしれません。しかし一方で、世界のムスリム人口は拡大の一途をたどっています。現在19億人いる世界のムスリム人口は、2030年には22億人に到達し、世界の4人に1人はムスリムになるといわれています*1。ムスリムをターゲットとしたイスラーム食品市場は今後確実に拡大し、同市場への参入を検討する企業も年々増加傾向にあります。

そこで今回は、拡大するイスラーム食品市場に焦点をあて、幅広く解説していきます。

■ハラールとは？

ムスリムの生活は、ありとあらゆる場面でイスラーム法の規範に従って生活することが求められています。このイスラーム法においてハラールは「合法、許された」という意味を持ちます。反対にハラームと呼ばれる言葉は「禁じられた」という意味を持ち、ハラームなものの代表例が豚やアルコールです。ムスリムにとって「ハラームな（禁じられた）ものを避けること＝ハラール」であり、ハラールな飲食を実践することが信仰の実践ともなります。

ハラームな（禁じられた）ものとして代表的なのは豚とアルコールですが、単に豚肉とお酒だけではなく、豚エキスや豚由来の成分、料理や調味料に含まれる微量のアルコールも一般的にはハラームとされます。その他にも、イスラーム法に則った処理*2がされていない鶏肉や牛肉、また例えば豚肉を切った包丁やまな板でその他の食材を扱うことも避けるべきです。

ただしこういった実践にも個人差があり、厳格に順守するムスリムもいれば、例えば旅行先では自由に飲食するというムスリムもいて、レベル感是人によって様々です。以前、トンカツとビールを味わうムスリム（と思われる）観光客を見かけたことがありましたが、どんな食材を口にするかはあくまでも各個人の感覚に委ねられます。

*1 ジェトロ「ASEAN主要国におけるハラール認証制度比較調査」（2024年3月）

*2 イスラーム法に則った処理とは、屠殺時にアッラーの名を唱えながら頸動脈を切って処理するもの。

■ハラール認証の必要性

「豚エキスや豚由来の成分、調味料に含まれる微量のアルコール」もハラームであると述べましたが、一方でこれだけの加工食品や添加物があふれた現代で、商品をパッと見ただけでそれがハラールか否かの判別をすることは容易ではありません。

たとえばゼラチン。一般的にはゼリーに使われるイメージですが、その他にもゲル化作用や安定剤の特性から、非常に多くの食品に利用されています。例えばだしやスープ（鶏ガラやコンソメ）、ドレッシング、ヨーグルトやアイス等、利用される食品は実に多岐に渡り、もはや豚のイメージから連想することは困難です。

ハラール認証とは、「対象となる商品について、ハラール認証機関が監査し一定の基準（ハラール性があるかどうか）を満たしていると認める」*3制度のことです。ハラール認証を取得すれば、製造者は自社製品にハラールマークをつけることができ、消費者はマークを見るだけで簡単にその食品がハラールかどうかを判別する

ことが可能となります。ハラール性を確保するためには、最終的な製品に豚やアルコールといったハラームなものが含まれているかどうかだけでなく、原材料から加工方法、包装、貯蔵、物流、陳列等、すべてのサプライチェーンでハラール性が確保されている必要があります*3。

近年の日本ではムスリムの子供も増えているようで、学校側は給食など、様々な対応が求められていると言います。郷に入っては郷に従えということなのでしょうが、「日本で彼らの食文化を突きとおすことはわがままだ」という意見も散見されますが、目の前の食事を安心して食べられるかどうかは、人種や宗教を問わず重要なことです。

ハラール認証制度は、いわばムスリムにとって目の前の食品が「安心して消費できるか」否かを判別する制度でもあるのです。

*3 農林水産省「ハラールに関する基礎情報」(2025年4月)

■各国・地域の特徴および主要な認証機関

ハラールであるか否かの判断はイスラーム法に基づきますが、実は詳細な解釈は国や地域によって異なります。というのもイスラーム法というのは、いわば日常生活のありとあらゆる場面を網羅する“生活規範”。私達がイメージするような憲法や民法とは全く性質が異なり成文化がされていないため、国や地域によって判断が分かれることもあるからです。

例えばマレーシアやインドネシアといった東南アジア諸国と、サウジアラビアやアラブ首長国連邦(UAE)などの湾岸諸国とでは、流通や輸入におけるハラールの位置づけは異なります*4。

○東南アジア諸国：

マレーシアやインドネシアでは国民の多くがムスリムですが、他にもキリスト教徒やその他宗教の人もいます。そのため、ハラールな食品とハラームな食品の両方が販売されています、小売店によってはハラール／ハラームな商品の売り場が分かれています。ムスリム消費者は、ハラール認証マークや原材料を確認しながら、各自がハラール性を判断し商品を購入することになります。

○湾岸諸国：

一部キリスト教徒やその他宗教の人もいますが、国民の多くがムスリムである湾岸諸国では、国内には原則「ハラールなもの」のみが流通しています。ハラールであることが食品輸入の基本的な条件であり、サウジアラビアでは豚肉や酒は輸入が禁止されています。UAEのドバイでは、アルコールや豚も流通していますが、ムスリムの目に触れないように売り場は隔離されています。また販売にはライセンスが必要となります。

またハラール認証機関は、国・団体によってその認証の基準や制度が異なり、世界全体で統一された団体や基準というのはありません。主要国の認証機関は以下の通りです*5。それぞれの国への輸出に向けて認証を取得する際には、輸出先国の認証機関や団体から、もしくはそれが難しい場合は、その機関や団体が公認した日本国内の認証団体でハラール認証を取得する必要があります。これを“相互承認”といいます。

たとえばマレーシアに輸出したいとなった場合は、JAKIM(詳細は以下)から公認を受けた国内の団体で認証を取得する必要があります。公認されていない団体で認証を取得してもハラールと表示できないこともありますので、申

請前によく確認する必要があります。

・マレーシア：

「JAKIM（マレーシア・イスラーム開発庁）」と呼ばれる首相府直轄の政府機関が認証を行う。2023年9月時点での認証発行数は8,272社。相互承認機関は48カ国で86機関、日本国内の認証機関は6機関。

・インドネシア：

「BPJPH（ハラール製品保証実施機関）」と呼ばれる宗教省傘下の政府機関、2024年3月時点での認証発行数は1,592,149、製品数にして4,048,526。相互承認機関は15カ国36機関、日本国内の認証機関は1機関。インドネシアは2014年のハラール製品保証法の後押しにより急激に認証数が増えているほか、24年10月から食品飲料のハラール認証が義務化することにより、ますます認証数が増加傾向^{*6}。

・UAE：

食肉・肉関連製品のみ輸入時にハラール認証（ハラームと畜証明書）が必要である一方、それ以外の食品のハラール性の確認は輸入段階での商品登録によるサンプル検査によって実施。ハラール認証は「ESMA（連邦基準化計測長）」、食肉衛生検査は「MOCCE（連邦機工変動環境省）」がそれぞれ監督。

またこういったハラール認証の規格／ガイドラインは、国際的な品質管理基準であるISO9001やHACCP等をベースに作成されています。そのためハラール認証を取得することは、単にその製品のハラール性を保証するだけでなく、一定の品質を満たしていることも同時に保証することになります。

ハラール認証取得時には、こういった国際的

な品質管理基準を満たしているかどうかに加え、申請前にハラール研修を求められます。ハラール認証申請のために必要な文書と体制について詳細な要件を理解する必要があり、実際にハラール認証を取得した企業からは、イスラームやムスリムに対する従業員それぞれの理解促進が課題だったという声も多く聞かれます。

⁴ ジェトロ「what'sイスラーム食品市場－輸出ガイドブック－」より一部抜粋（2020年1月）

^{*5} ジェトロ「ASEAN主要国におけるハラール認証制度比較調査」（2024年3月）

^{*6} その後改正令により、輸入食料品に対するハラール認証の取得義務履行期限は、最長で2026年10月まで延長された。

■まとめ

今回はハラール・イスラーム食品市場に焦点をあて、その概要をご説明しました。日本でも、キューピーや味の素といった大手だけでなく、中小の食品メーカーでもハラール認証を取得されるケースは年々増加しています。日本の人口が1.2億人であることを考えれば、世界に約20億人のムスリムがターゲットとなれば商機拡大の可能性も広がることでしょう。

一方でハラール認証取得の検討にあたっては、そもそも輸出が可能な商品であるかなど、まずは各国の輸入規制や制度を十分に確認する必要があります。その次に、本当にハラール対応が必要であるかどうかの確認も必要です。日本産食品は現地では高価格帯の商品に入ることありますが、特に東南アジア諸国ではそういった商品を購入する富裕層には中華系が多いこともしばしばです。そもそも中華系の人々がターゲットとなる場合ハラール対応は不要のため、社内のリソースを割いてまでハラール認証を取得する必要があるか、今一度検討する必要があります。

各国制度や各認証機関の詳細、またハラル認証取得の手続きについては、それぞれのHP等から最新情報をご確認ください。またジェットロでは、各国の輸出入や海外進出の実務まで、幅広く相談を受け付けておりますので、お困り

の事項がございましたらジェットロ山口までご連絡ください。

(TEL:083-231-5022)

(まとめ：ジェットロ山口 秋野)



青島派遣レポート

下関市総合政策部国際課
(青島市派遣職員)

吉田和矢

中国国際漁業博覧会のご紹介

4月13日、大阪・関西万博がついに開幕しました。博覧会と聞くと少しワクワクする気持ちになるのは私だけではないはずです。さて、そんな大阪・関西万博にも負けずとも劣らない・・・かはわかりませんが、青島において世界三大漁業博の一つとされる博覧会が毎年秋に開催されるのをご存じでしょうか？

実は私も比較的最近この存在を知ったのですが、「世界三大漁業博」と聞くと、水産都市の下関市職員である私にとってはかなりのパワーワードです。「いやいや、今中国では日本の水産物輸入はNGなのでは!？」とお気づきの方もいらっしゃると思うのですが、以下のようなメリットがあるそうです。

メリット①

日本から水産品の輸入はできないので、パンフレット等での説明になるが、世界中からバイヤーが集まるためビジネスチャンスはある。例えばASEAN地域への輸出等。

メリット②

参観には入場料がかかるため基本的に業界関係者しか参加しない。(いわゆる冷やかしが少ない)

「それでは、実際に視察した報告をさせていただきます!」と言いたいところですが、申し訳ございません。昨年は参加しておりません。昨年の様子について、以下HPにて紹介されていましたので、ぜひご覧ください。

- ・ JETRO 「ジェットロ、中国国際漁業博覧会に3年ぶり出展、進出日系企業の販路拡大を支援」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/6e657a6ea356c0da.html>
- ・ 在青島日本国総領事館 「中国国際漁業博覧会の開催」
https://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_01849.html

一方、今年の開催について調べてみたところ、日本語での情報がほとんどなかったことから、当漁業博公式HPに掲載されている情報を基に、開催概要をお伝えしたいと思います。

- ・ 「第28届中国国际渔业博览会」※中国語公式サイト
<https://www.seafood-expo.com/>
- ・ 「China Fisheries & Seafood Expo 2025」※英語公式サイト
<https://chinaseafoodexpo.com/>

【中国国際漁業博2025開催概要】

1. 開催日：

2025年10月29日（水曜日）～31日（金曜日） 10時～17時

※ただし、最終日は15時半で終了

2. 会場：

青島・紅島国際会議展覽中心（青島市城陽区火炬路326号）

※青島膠東国際空港から地下鉄で5駅（約22分）のところ

3. 展示内容：

生鮮・冷凍水産品、一次水産加工品、加工・包装機械、養殖技術・設備、
品質管理及び関連サービス、水産品物流サービス等

4. 来場者：

水産業関連バイヤー及びサプライヤー

（例）世界大手チェーンバイヤー、コールドチェーン物流業者、宿泊・飲食業者、輸入業者、加工業者、小売・販売業者、航空会社等

5. 出展方法：

公式HPから申し込み（出展料は標準ブース（9㎡）13,000元～）

6. 参観方法：

公式HPから申し込み（7月受付開始予定）

7. 昨年実績：

世界51の国・地域から1602社が参加。出展者リストには、日本に関係する企業として30社が登録。マルハニチロ、ニッスイといった水産加工業者以外に、ソース・味噌製造業者（オタフクソース、ハナマルキ）、機械メーカー、JETRO、自治体（広島県）、高知県水産物輸出促進協議会なども含まれる。

1996年から始まった当漁業博ですが、今年で28回目の開催となります。開催規模も年々大きくなっており、世界的にも注目のイベントです。ちなみに、三大漁業博の他の二つは、スペイン・バルセロナの「Seafood Expo Global」と米国ボストンの「Seafood Expo North America」だそうです。この2都市に行くのはなかなか大変ですが、短期滞在ビザが免除されている今、福岡空港から2時間ちょっとの直行便で行ける青島での開催は、とても良い機会であると感じます。ぜひ視察先の一つとして検討されてみてはいかがでしょうか。

YMFGアジアニュース

山口銀行大連支店
岡田 将

中国進出を検討する際に留意するポイント

1. 業種毎の進出規制

中国進出に関する進出規制について論じる際は、「外商投資参入特別管理措置（以下、ネガティブリスト）」を参照する必要があります。中国では現在、外国資本の進出に関する規制（以下、外資参入規制）が緩和される傾向にあります。2024年11月1日に施行された最新のネガティブリストでは、製造業の外資進出規制が全面的に撤廃され、サービス業の開放拡大にも重点が置かれる内容となっております。これにより、外資企業は製造業への中国進出には、中国資本企業と同等の待遇を受けることになりました。

加えて、医療分野では、開放拡大のための試験事業に関する通知が発表され、北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深セン、海南島全体に全額外資の病院設立を許可する計画が明らかになりました。また、今後も通信、インターネット、教育、文化分野での秩序ある開放拡大が見込まれます。

2. 外資企業に対する誘致が活発な注目業種

中国現地のコンサル事務所に確認すると、中国では日本の農業栽培技術やビニールハウスの質、耐久性が、他国より高い評価を得ており、農業関連に対する外資企業に対する誘致が活発で、特に日本の農業法人やビニールハウス関連企業の技術移転に関する相談を頻繁に受けるとの回答がありました。また、自動車用などのバッテリー蓄電池の技術に対する要望も高まっているとの事です。

※外資誘致が推進されている注目業種についての詳細は、「中国における外商投資奨励産業目録（2022年版）（仮訳）」をご参照願います。

3. 外国資本の進出が困難な業種

外国資本の進出が困難な業種は、ネガティブリストを確認する必要がありますが、その他も留意する事項がありますが、関連免許等に関する規制についても事前に調査をする事が必ず必要になります。

中国現地のコンサル事務所に確認した、化学品商社の進出検討事例を紹介させていただきます。この化学品商社は中国への進出を検討し、準備を開始しましたが、化学品商社が中国で営業を行う際に必要な「危険化学品の許認可」を取得出来ず、進出の相談から半年間が経過した2024年12月現在も、進出に苦戦している状態です。調査を進める中で、化学品製造業の誘致を推進させたい中国地方政府の思惑もあり、製造業を除く外国資本企業の「危険化学品の許認可」取得は困難で、優遇政策や補助金適用額も少なく設定されている事が判明しており、中国現地のコンサル事務所に相談しながら進出を模索しております。

4. 中国進出方法、進出までのスケジュール

一般的には、中国への進出方法には、以下の分類が考えられます。

(1) 現地法人（外商投資企業）：①合弁企業、②合作企業、③独資、④その他企業（パートナーシップ、ベンチャーキャピタル、ファンド管理会社）

(2) 駐在員事務所、(3) 事業所、(4) 支店

進出方法によって長短あるものの、独資での現地法人設立であれば、約3か月で会社設立手続きが完了します。会社設立の手続きを簡略化して順番に記載すると以下の通りです。

順番	会社設立の手続き	項目	会社設立に必要な資料
1	設立資料の準備	1	登記簿謄本及び本社法定代表者パスポートコピー
2	不動産登記	2	資本信用証明
3	仮営業許可取得	3	日本本社代表取締役パスポートコピー（写真付きのページ）
4	組織機構コード取得	4	直近の監査報告書
5	税務登記	5	輸出入商品の税関コード一覧
6	統計局登記	6	現地法人法定代表者パスポートコピー（写真付きのページ）及び写真
7	外貨登記証取得	7	董事長及び董事会メンバーパスポートコピー（写真付きのページ）
8	各種口座開設	8	幹事会メンバーパスポートコピー（写真付きのページ）
9	税務届出	9	総経理のメンバーパスポートコピー（写真付きのページ）
10	日本から資本金送金		
11	試験報告書取得		
12	営業許可証更新		
13	関税登記		

5. 少額での中国進出について

実務上は最低目安金額が存在するものの、2016年の中国会社法改正で外資企業の最低資本制度が廃止された事で、少ない資本金で中国へ進出する事が可能となりました。

なお、外資系のコンサル会社に、会社設立手続きを依頼する場合には、「駐在員事務所」の設立代行手数料が3万円前後（約60万円）、コンサルティング業種の設立代行料では5万円前後（約100万円）が目安となっております。（その他各種登記料など実費は含まず）

6. 失敗しない進出方法

現地コンサル事務所からは、これまでの会社進出のコンサルティングの経験に基づき、日系企業の海外進出の際は、以下の点に注意すべきとしています。

進出時の注意点	
1	中国の税法に従った予算編成
2	現地法人設立時のコンプライアンス遵守
3	設立準備期間を把握した予算編成
4	合弁事業計画は綿密に作成すべき
5	合弁企業設立時の管理体制・規約の整備
6	現地法人経理規定の作成
7	ローカルルールの把握
8	現地スタッフの育成・教育

例えば、「設立準備期間を把握した予算編成」を怠った場合、資本金が実際に使用できるようになるまでの期間に資金ショートが発生します。その際に、日本本社が一時的に資金の立替を行うと、外貨規制から立替期間終了後も日本本社への返済が出来ない状況となるため、注意が必要です。

具体的な事例として、美容サロンX社の中国進出事例を紹介します。X社は中国の都心部に店舗をオープンすることを決定し、中国で賃貸契約を締結し、改装工事に着手するとともに会社設立手続きを開始しました。しかし、美容関連の外資企業を設立する場合には、事前に衛生許可ライセンスを取得した上で営業ライセンスを入手しなければならず、設立許可、企業登記、資本金の入金までの期間が非常に長くなり、資金を使えない状態が長期化しました。

X社がオープンする店舗は都市部である上に店舗面積が広いため、設立準備期間における家賃と内装費は相当な額になり、日本本社が内装業者に300万円（約60百万円）を支払、家賃の一部も本社が立替えました。すると、以下の問題が生じてしまいました。

- ① 外貨規制上、X社から日本本社へ返済が出来ない。
- ② 中国現地法人宛の領収書がないため、X社で損金算入が出来ない。
- ③ X社の経費のため、日本本社でも損金算入できない。

こうしたトラブルを起こさないようにするためには設立準備期間をキチンと把握し、それに合った予算を綿密に組んでおかなければなりません。なお、このような設立に関しては事前に管理会社を設立し（例：飲食店であれば飲食管理会社の設立）、事前に店舗用の資金をプールしていく方法がオススメです。

上記の通り、中国への進出には十分なフィージビリティスタディや市場調査、当局関連要請に対する研究が必要になります。

7. おわりに

山口銀行大連支店では、様々な中国ビジネスに関するサポートを承っております。中国でのビジネスに興味のある事業者様は、最寄りの営業店行員にお気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

(山口銀行大連支店 岡田 将)

【参考文献】

【2024年版外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）】

<https://www.nacglobal.net/cn/cn-setup/cn-setup-negative-llist/china-2024-negative-list-for-foreign-investment-access/>

【同上・中国語版】

https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6973047.htm

【その他関連ニュース】

https://jp.mofcom.gov.cn/chinanews/art/2024/art_f0cc18bb47de4622920687cd606c203e.html

<https://www.allbrightlaw.com/JP/10531/12bfce64a83c9685.aspx>

【中国における外商投資奨励産業目録(2022年版)（仮訳）】

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/law/pdf/invest_079.pdf

【『失敗からわかるアジア進出』マイツグループCEO池田博義 著】



中国への貿易相談は

海峡メッセ下関に

お任せください！



NEW

OPEN

新しく貿易相談受付フォームを開設しました！

お気軽にご相談ください！



山口県国際総合センター



https://www.kaikyomesse.jp/zaidan/international/int_support2/